行田市企業職員文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 10 月 7 日

行田市長　行田邦子

行田市企業管理規程第 4 号

行田市企業職員文書管理規程の一部を改正する規程

行田市企業職員文書管理規程（平成１１年企業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第２０条第２項及び第２３条第１項」を「第２１条第２項及び第２４条第１項」に改め、同条第９号中「第１９条第３項」を「第２０条第３項」に改める。

第３１条第２項中「第３２条及び第３５条」を「第３３条及び第３６条」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。